

豚熱のワクチン接種を開始します

高知県農業振興部畜産振興課

令和3年8月6日、高知県が豚熱ワクチン接種推奨地域に指定されました。「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づく「ワクチン接種プログラム」が国から承認され次第、県内の全ての飼養豚等へのワクチン接種を実施します。

●豚熱ワクチン接種の概要

対象地域 県内全域

開始予定日 令和3年10月初旬から

接種対象 養豚 17農場 約2万6千頭

愛玩豚 ○戸○頭、イノシシ ○戸○頭

手数料 1頭あたり300円

進め方 県東部の養豚場から接種を開始し、逐次、県西部に接種地域を拡大して実施します。

※ワクチンを接種しても100%感染を防ぐことは出来ません。
発生防止・まん延防止には、以下の**基本事項**の実施が重要です。

- 飼養衛生管理基準遵守
- 異状豚の早期発見・早期通報
- 野生イノシシ等野生動物の侵入防止

また、接種に当たっての遵守事項等をご確認ください（別紙参照）。



衛生管理区域、豚舎への出入りの際の人・車・物の洗浄・消毒の徹底が大事です！！

飼養豚に異状が見られた場合の連絡先

中央家畜保健衛生所：088-852-7730

中央家畜保健衛生所 田野支所：0887-38-2543

中央家畜保健衛生所 香長支所：0887-52-3069

中央家畜保健衛生所 嶺北支所：0887-82-0054

西部家畜保健衛生所：0880-37-2148

西部家畜保健衛生所 高南支所：0880-22-1124

西部家畜保健衛生所 梶原支所：0889-65-0392

接種農場における遵守事項

- ①豚の管理：接種農場では、全ての豚について誕生日、生産農場、導入日、出荷日、ワクチン接種歴の記録が必要です。
- ②移動の管理
 - ・生きた豚、精液等は、接種区域内の農場等への移動・流通に限定され、非接種区域への移動は禁止されます。
 - ・焼却、化製処理、堆肥化等を目的とした、死体、排せつ物等を接種区域外の施設に移動する場合は、③の措置の確認が必要です。
- ③移動に当たっての措置
 - ①の区域内移動及び②の移動に当たっては、接種農場の豚に異常がないこと、搬出先の施設で交差汚染防止対策が講じられていることを確認し、運搬車両のウイルス拡散防止対策や消毒の措置を実施してください。

臨床症状に異常が認められた場合の対応

- ・直ちに管轄家保に連絡し、家畜防疫員による検査を受けてください。
- ・万一、検査の結果、患畜又は疑似患畜となった場合、殺処分等の防疫措置を実施します。ただし、原則、移動制限区域の設定はしません。

免疫付与状況確認検査について

- ・検査時期：初回接種後概ね40日経過した後に1回目、その後は6ヶ月毎に免疫付与の状況確認のための検査を実施します。
- ・検査方法：抗体検査（原則、エライザ検査。1回目の検査は抽出による中和抗体検査を実施します。）
- ・検査頭数：1農場当たり30頭以上（各豚舎5頭以上）

これらの検査結果に基づき、必要に応じて追加のワクチン接種を検討する場合があります。

と畜場における遵守事項

(接種農場と非接種農場の双方から受け入れる場合)

- 車両消毒設備の整備、生体受入施設の区分、定期的な清掃や消毒の実施、出入りする車両の消毒を実施することが必要です。
- また、衛生管理マニュアルが適切に定められ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていることが必要です。
- こうした措置の状況を家畜保健衛生所が確認し、不十分な場合には接種農場からの移動を認めることができないため、速やかに改善策を講じてください。

※なお、交差汚染防止対策が講じられている場合には、と畜場は、ワクチン接種したことのみを理由をもって、接種豚等の搬入を拒むことはできません。